

・校舎内の施設・設備の利用方法

- 校内ではゴミを最小限にする運動を実施している。
- ゴミは5種類(燃えるもの、燃やせないもの、ペットボトル、生ゴミ、資源ゴミ)の分別を行っている。
- ビン・缶・パック類の飲み物は校内への持ち込みを禁止している。
- 「ガム」の校内への持ち込みを禁止している。
- 校舎内の機器・備品を大切にする。

① 上履き・運動靴(兼用)

- a 生徒玄関ホールで外履きと上履きを履き替える。
- b シューズボックスに鍵をかける。
- c 傘入れは通常シューズボックスに入れ、雨天時はシューズボックスから取り出して、傘を入れ、HR教室に設置されている傘立てまで運ぶ。帰りまでに傘入れに溜まった水を捨て、傘入れを個人のシューズボックスに入れる。シューズボックスに入る際、水分があるとシューズボックスの錆びや、下段のシューズボックスへの水漏れなどが心配されるので注意する。

② 教室の利用

- a 授業開始前に机・椅子をきちんと並べて授業を受ける。
- b 床は木製フローリングになっているので、水気のものを落とさないように気をつける。
万が一水気のものを落とした場合には、すぐに拭き取る。
- c 生徒用洋服ロッカーのハンガーは各自持参する。(洋服ロッカー以外の場所に服をかけない。)
- d 教室で飲食できるものは、ペットボトル飲料(水筒などふたのできる容器に入ったものも可)・弁当・パン。

※ 教室内の個人ロッカー、シューズボックス、机、椅子等を故意に破損した場合には、弁償していただく。

③ 食堂利用(420席)

a 営業時間

食 堂:	12時35分～13時10分
売 店:	9時30分～14時00分
自動販売機:	休み時間・昼休み・放課後

※5時限目開始5分前の予鈴時(13:05)からは健康への配慮及び教室へ戻る時間を考慮し、飲食物の販売はしない。

b 券売機

券売機は、1階エントランスホールとB2階の食堂入り口に各1台設置されている。
9時00分より当日の食券が購入できる。

c 利用上の注意

- ・食堂へ走っていくと怪我のもとになるので、高校生らしく、慌てないで整然と順序正しく並んで食事をする。
- ・セルフサービスなので食事が終了したら各自返却口まで戻す。
- ・ラーメンを注文する生徒は、ゆでる時間がかかるので余裕をもって注文する。
- ・食券は当日限り有効である。

※当日食券が利用出来なかった場合には、当日現金払い戻しを原則とする。困難な場合には、翌日の昼休みまでに売店で払い戻しを受ける。

※間違った食券を購入した場合は、売店で払い戻しを受ける。

- ・カップ・パック飲料は、食堂・食堂前ホールからの持ち出しができない。食堂内で飲食する。

④ 自動販売機の設置と利用

- ・ペットボトル、紙コップ製品(持ち出し禁止)の自動販売機を食堂前ホールに設置してあるが、休み時間、昼休み、放課後等に利用できる。
- ・自宅からもってきたもの、近所のお店で購入した容器類は、持ちかえる。(ただし、ビン・缶・紙パックなどのふたのできないものは持ち込み禁止。)
- ・飲み干したペットボトル容器はエレベーター前の所定の回収箱へ返却する。(ペットボトル容器以外のゴミを回収箱に捨てないこと。)

⑤ 清掃

HR 教室・特別教室・分級教室・廊下・玄関前広場・エレベーター内・コミュニケーション広場等は、生徒が清掃をする。なお、各年度始めに雑巾を 2 枚提出する。

a ゴミ置場

地下一階の用務員室横のゴミ置場に持参する。ゴミを捨てた後は、ゴミ箱をきれいに洗う。

b ゴミの分別

- ・資源ゴミ：再利用できる紙類。

A 新聞・雑誌・本類・パンフレット

B 上質紙・コピー紙・わら半紙

- ・燃えるもの：丸めたり、破ったりした紙類（ホチキスの針、セロテープなどは、はずして燃やせないものに捨てる）・ハシ等。
- ・燃やせないもの：ビニール・発砲スチロール（弁当容器）・アルミホイル・コンビニの袋等。
- ・ペットボトル：エレベーター前の回収箱に入れる。
- ・生ゴミ：各自家に持ち帰るか、地下 1 階のゴミ置場に持参する。

⑥ エレベーターの利用方法

エレベーターは 3 基あり、それぞれの定員は 24 名である。在籍者約 1,600 名が一時に利用すると大変混雑するので、上下 4 階以上の階に行く場合に利用する。アリーナ集会解散時は使用できない。また、落書等が発見された場合には、生徒の使用を中止することがあるので、生徒全員のエレベーターを大切に利用する。

⑦ 鍵の貸与と管理

教室個人ロッカーとシューズボックス用のシリンダー錠 2 個と鍵 2 個が在学期間中、学校より貸与される。

3 年間同一のシリンダー錠と鍵が貸与される。各自で責任を持って管理し紛失しないように留意する。紛失の場合は学級担任に届け実費弁償する。

⑧ 防災用品の備蓄について

入学時に購入した防災品は震災等への非常時の備えとして、学校に備蓄する。使用しなかった場合には、卒業時生徒に返却する。

⑨ その他

- a 階上から物を落下させない。(破損・怪我・修理などトラブルの原因となる。)
- b 揭示物は指定された掲示板以外は不可。また、掲示物は学校・担当分掌等の許可印を受けること。
- c 緊急時のために、非常口を確認しておくこと。